

第3節 産業廃棄物

1 産業廃棄物の発生状況（全産業）

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物で、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令により定められている。

平成30年度の県域における産業廃棄物の総発生量は340万4千トと推計される。種類別の内訳としては、動物のふん尿が134万9千ト（39.6%）と最も多く、次いで汚泥が97万8千ト（28.7%）、がれき類が41万1千ト（12.1%）、動植物性残さが28万9千ト（8.5%）、ばいじんが14万3千ト（4.2%）、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが8万8千ト（2.6%）等となっており、この6種類で発生量の95.7%を占めている（図3-1）。

また、業種別にみた場合、農業が135万2千ト（39.7%）と最も多く、次いで電気・水道業が93万7千ト（27.5%）、製造業が61万1千ト（17.9%）、建設業が47万1千ト（13.8%）等となっており、これら4業種で発生量の99.0%を占めている（図3-2）。

図3-1 種類別発生量

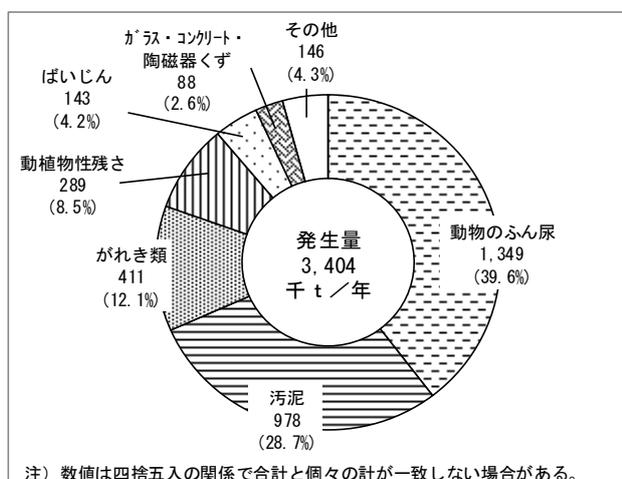
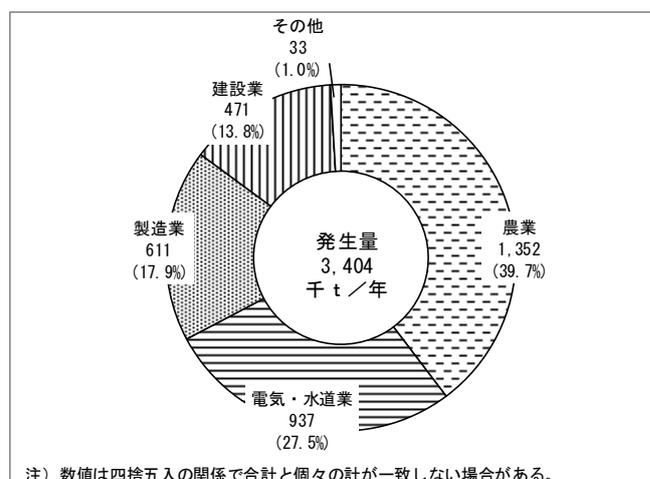


図3-2 業種別発生量

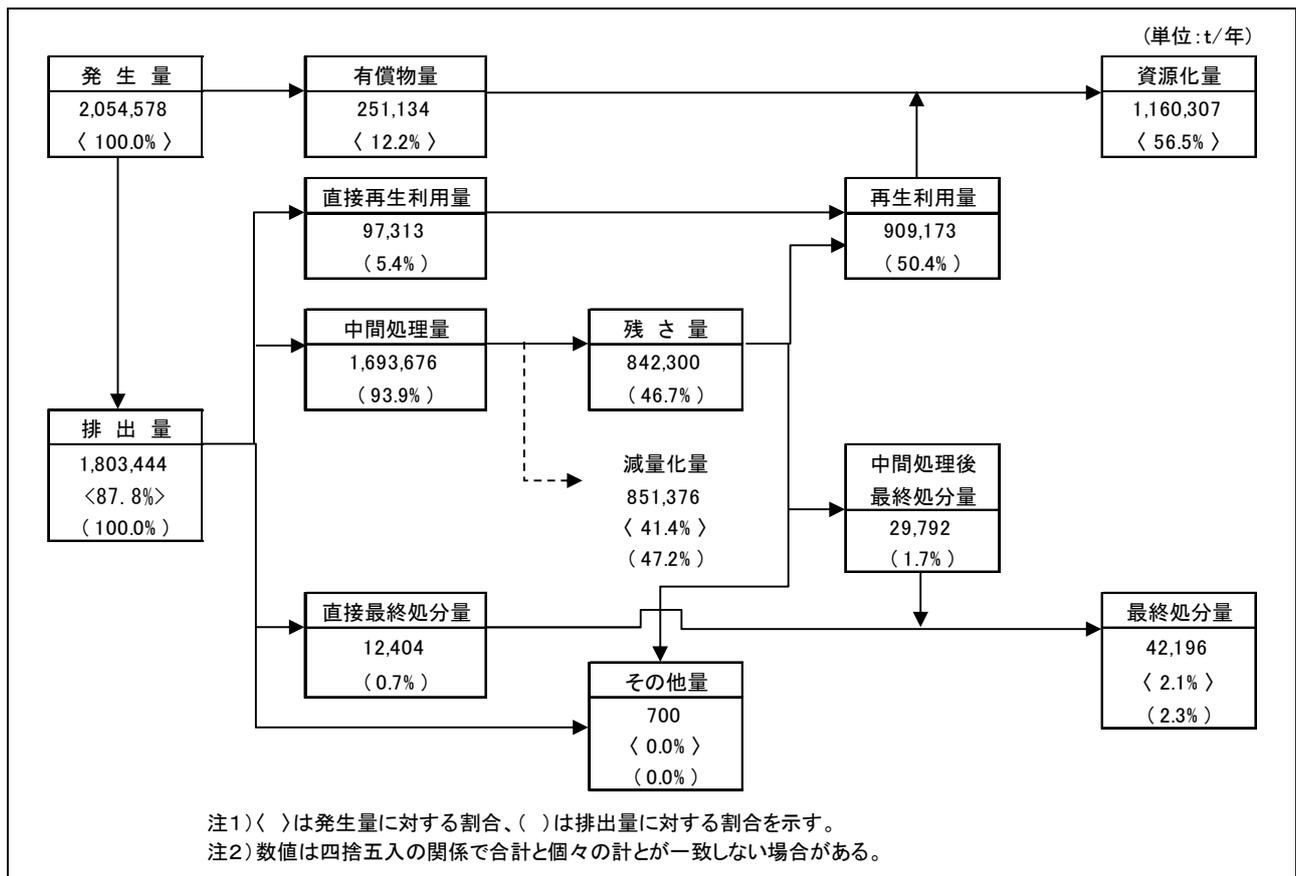


出典：令和元年度沖縄県産業廃棄物フォローアップ調査報告書
（平成30年度実績）

2 産業廃棄物の処理・処分状況（動物のふん尿を除く）

本県における産業廃棄物の排出量（動物のふん尿を除く）は、平成30年度で180万3千トと推計され、そのうち、再生利用量は90万9千ト（50.4%）、脱水や焼却等の処理による減量化量は85万1千ト（47.2%）、最終処分量は、4万2千ト（2.3%）となっている（図3-3）。

図3-3 産業廃棄物処理・処分フロー（動物のふん尿除く）



出典：令和元年度沖縄県産業廃棄物フォローアップ調査報告書
 （平成30年度実績）

3 産業廃棄物の排出及び処理・処分状況の推移（動物のふん尿を除く）

近年、排出量は微増し、再生利用量の構成比（再生利用率）は低下している。長期的には、排出量は減少、再生利用量の構成比（再生利用率）は上昇、最終処分量の構成比（最終処分率）は低下している。

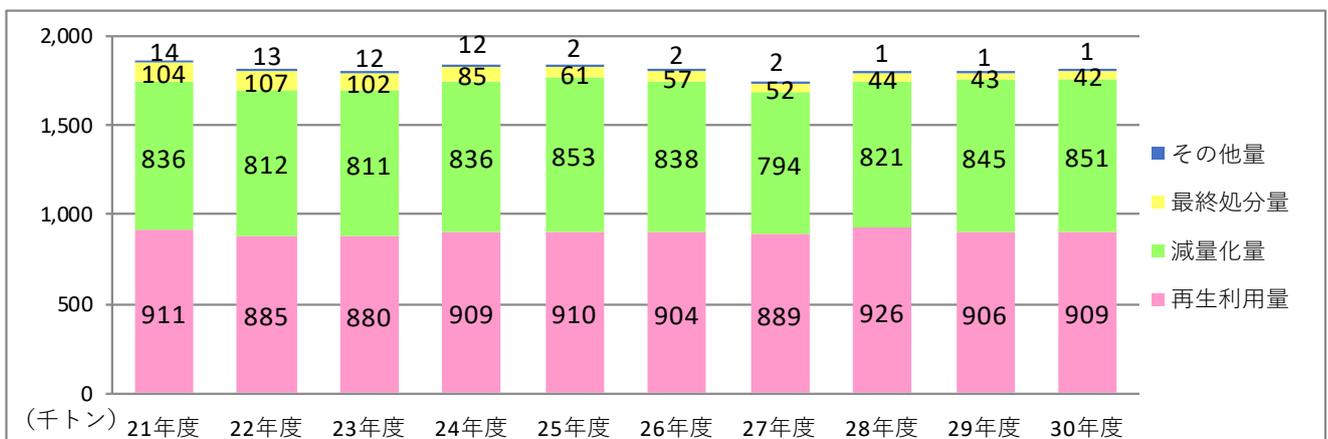
表 3 - 1 排出及び処理・処分状況の推移

(単位：千トン/年)

種類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	数量	構成比 (%)																		
排出量	1,864	100.0	1,816	100.0	1,805	100.0	1,843	100.0	1,826	100.0	1,800	100.0	1,737	100.0	1,791	100.0	1,794	100.0	1,803	100.0
再生利用量	911	48.8	885	48.7	880	48.7	909	49.3	910	49.8	904	50.2	889	51.2	926	51.7	906	50.5	909	50.4
減量化量	836	44.8	812	44.7	811	45.0	836	45.4	853	46.7	838	46.5	794	45.7	821	45.8	845	47.1	851	47.2
最終処分量	104	5.6	107	5.9	102	5.7	85	4.6	61	3.4	57	3.2	52	3.0	44	2.4	43	2.4	42	2.3
その他量	14	0.8	13	0.7	12	0.6	12	0.7	2	0.1	2	0.1	2	0.1	1	0.0	1	0.0	1	0.0

※構成比は、ト単位で求めた率。ト、率ともに端数処理上、合計と一致しない場合がある。

図 3 - 4 排出及び処理・処分状況の推移



ア 排出量

平成30年度の排出量は1,803千トンで、長期的にはやや減少している。

種類別では、前年度と比べて、主な種類である汚泥、がれき類、ばいじん、動植物性残さ、木くずは、ほぼ横ばいとなっている。

業種別では、電気・水道業は横ばい、建設業はやや減少、製造業はやや増加、となっている。

表 3 - 2 種類別排出量の推移

(単位：千トン/年)

種類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	排出量	構成比 (%)																		
汚泥	913	49.0	904	49.8	881	48.8	891	48.4	890	48.7	875	48.6	827	47.6	890	49.7	929	51.8	937	51.9
がれき類	501	26.9	472	26.0	491	27.2	517	28.0	470	25.7	465	25.8	496	28.6	422	23.6	409	22.8	405	22.5
ばいじん	152	8.1	149	8.2	119	6.6	128	6.9	124	6.8	123	6.8	103	5.9	125	7.0	126	7.0	126	7.0
動植物性残さ	124	6.6	111	6.1	101	5.6	104	5.6	116	6.4	116	6.5	115	6.6	141	7.9	120	6.7	123	6.8
木くず	39	2.1	40	2.2	43	2.4	42	2.3	41	2.3	37	2.1	36	2.1	36	2.0	36	2.0	35	2.0
その他の種類	135	7.2	141	7.8	172	9.5	161	8.8	184	10.1	183	10.2	159	9.2	177	9.9	175	9.8	177	9.8
合計	1,864	100.0	1,816	100.0	1,806	100.0	1,843	100.0	1,826	100.0	1,800	100.0	1,737	100.0	1,791	100.0	1,794	100.0	1,803	100.0

※構成比は、ト単位で求めた率。ト、率ともに端数処理上、合計と一致しない場合がある。

表 3 - 3 業種別排出量の推移

(単位：千トン/年)

業種	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	排出量	構成比 (%)																		
電気・水道業	968	51.9	943	51.9	912	50.5	916	49.7	939	51.4	916	50.9	837	48.2	868	48.5	905	50.4	910	50.4
建設業	586	31.4	560	30.9	604	33.5	619	33.6	548	30.0	518	28.8	550	31.7	498	27.8	480	26.8	468	26.0
製造業	266	14.3	265	14.6	243	13.4	260	14.1	306	16.7	333	18.5	316	18.2	389	21.7	375	20.9	391	21.7
その他の業種	45	2.4	48	2.6	46	2.5	48	2.6	33	1.8	33	1.8	35	2.0	35	1.9	34	1.9	34	1.9
合計	1,864	100.0	1,816	100.0	1,805	100.0	1,843	100.0	1,826	100.0	1,800	100.0	1,737	100.0	1,791	100.0	1,794	100.0	1,803	100.0

※構成比は、ト単位で求めた率。ト、率ともに端数処理上、合計と一致しない場合がある。

イ 再生利用量

平成30年度の再生利用量は909千トン（排出量の50.4%）で、前年度と比べると3千トンの微増、再生利用率は0.1%の減となっている。

種類別の再生利用率は、がれき類が極めて高い水準を維持しており、全体的には横ばいである。

汚泥は、水分含有率が高いことから、減量化率が高い（86.6%（平成30年度））。

業種別の再生利用率は、建設業が高い水準を維持している。

表 3 - 4 種類別再生利用量の推移

(単位：千トン/年)

種類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	数量	構成比 (%)																		
汚泥	128	14.1	126	14.3	103	11.7	107	11.8	79	8.6	77	8.6	72	8.1	105	11.3	118	13.0	120	13.1
がれき類	489	53.7	458	51.8	476	54.1	505	55.5	455	50.0	452	50.0	486	54.6	415	44.9	403	44.4	399	43.8
ばいじん	107	11.8	105	11.9	80	9.1	86	9.5	120	13.2	119	13.1	98	11.0	122	13.2	124	13.7	125	13.8
動植物性残さ	101	11.1	107	12.1	97	11.0	100	11.0	94	10.4	94	10.4	92	10.3	125	13.5	104	11.5	107	11.8
木くず	26	2.8	27	3.0	29	3.3	29	3.2	30	3.3	27	3.0	27	3.0	26	2.8	25	2.8	25	2.7
その他の種類	59	6.5	62	7.0	95	10.8	83	9.1	132	14.5	135	15.0	115	12.9	133	14.4	132	14.5	134	14.7
合計	911	100.0	885	100.0	880	100.0	909	100.0	910	100.0	904	100.0	889	100.0	926	100.0	906	100.0	909	100.0

※構成比は、トン単位で求めた率。トン率ともに端数処理上、合計と一致しない場合がある。

表 3 - 5 種類別再生利用率の推移

種類	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
汚泥	14.0%	14.0%	11.7%	12.0%	8.8%	8.8%	8.7%	11.7%	12.7%	12.8%
がれき類	97.5%	97.1%	97.0%	97.6%	96.7%	97.2%	97.8%	98.5%	98.4%	98.4%
ばいじん	70.7%	70.6%	67.2%	67.4%	96.5%	96.2%	95.2%	97.8%	98.9%	98.9%
動植物性残さ	81.7%	96.5%	96.3%	96.8%	80.9%	80.5%	79.7%	88.4%	87.3%	87.6%
木くず	65.6%	68.1%	66.9%	68.7%	73.1%	73.6%	74.0%	72.4%	70.3%	70.4%
その他の種類	43.8%	43.7%	55.4%	51.2%	71.6%	73.7%	72.1%	75.2%	75.2%	75.4%
全体	48.8%	48.7%	48.7%	49.3%	49.8%	50.2%	51.2%	51.7%	50.5%	50.4%

※率はトン単位で求めたもの。

表 3 - 6 業種別再生利用量の推移

(単位：千トン/年)

業種	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	数量	構成比 (%)																		
電気・水道業	162	17.8	155	17.5	131	14.9	141	15.5	184	20.2	179	19.8	144	16.2	168	18.1	172	19.0	173	19.0
建設業	528	57.9	501	56.6	534	60.7	543	59.7	493	54.3	473	52.3	504	56.7	462	49.9	441	48.7	430	47.3
製造業	196	21.6	208	23.5	192	21.8	203	22.3	218	24.0	237	26.2	225	25.3	282	30.4	277	30.6	290	32.0
その他の業種	24	2.7	21	2.4	22	2.5	23	2.5	14	1.5	14	1.6	16	1.8	14	1.6	16	1.7	16	1.7
合計	911	100.0	885	100.0	880	100.0	909	100.0	910	100.0	904	100.0	889	100.0	926	100.0	906	100.0	909	100.0

※構成比は、トン単位で求めた率。トン率ともに端数処理上、合計と一致しない場合がある。

表 3 - 7 業種別再生利用率の推移

業種	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
電気・水道業	16.8%	16.4%	14.4%	15.4%	19.6%	19.6%	17.3%	19.3%	19.0%	19.0%
建設業	90.0%	89.4%	88.4%	87.6%	90.1%	91.3%	91.6%	92.7%	91.9%	91.9%
製造業	73.7%	78.4%	78.9%	78.0%	71.5%	71.2%	71.3%	72.4%	73.9%	74.2%
その他の業種	54.7%	43.6%	48.8%	48.4%	41.9%	43.5%	44.9%	41.5%	45.3%	45.4%
全体	48.8%	48.7%	48.7%	49.3%	49.8%	50.2%	51.2%	51.7%	50.5%	50.4%

※率はトン単位で求めたもの。

ウ 最終処分量

平成30年度の最終処分量は42千トン（排出量の2.3%）となっており、前年度に対して横ばいとなっている。

平成21年度と比較すると、種類別では、ばいじんが大幅に減少している。業種別では、電気・水道業が大幅に減少している。

表3-8 種類別最終処分量の推移

(単位：千トン/年)

種類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	数量	構成比(%)																		
ばいじん	45	43.0	44	40.9	39	38.1	22	26.0	4	7.0	5	8.1	5	9.5	3	6.4	1	3.2	1	3.2
廃プラスチック類	12	11.2	19	17.4	19	18.2	19	22.7	15	24.2	11	19.5	12	22.8	13	30.0	13	29.7	12	29.6
がれき類	13	12.1	14	12.8	14	14.1	12	14.4	15	24.9	13	22.7	11	20.9	7	14.9	7	15.5	7	15.5
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	14	13.6	11	10.7	14	13.7	17	19.8	17	27.4	12	21.1	10	19.5	12	26.6	13	29.9	13	29.9
その他の種類	21	20.2	19	18.1	16	16.0	15	17.1	10	16.5	16	28.6	14	27.3	10	22.1	9	21.7	9	21.8
合計	104	100.0	107	100.0	102	100.0	85	100.0	61	100.0	57	100.0	52	100.0	44	100.0	43	100.0	42	100.0

※構成比は、ト単位で求めた率。ト、率ともに端数処理上、合計と一致しない場合がある。

表3-9 業種別最終処分量の推移

(単位：千トン/年)

業種	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	数量	構成比(%)																		
電気・水道業	54	52.2	54	50.2	48	47.0	30	35.3	8	13.8	12	21.3	8	16.2	5	12.6	4	9.0	4	9.1
建設業	31	29.7	31	28.6	37	36.2	34	40.2	38	62.3	28	49.0	25	48.9	26	59.4	27	63.7	26	62.8
製造業	8	8.2	5	5.1	3	3.4	7	7.8	8	12.6	10	17.7	11	21.4	5	11.6	5	11.0	5	11.7
その他の業種	10	9.9	17	16.1	14	13.4	14	16.7	7	11.3	7	12.0	7	13.5	7	16.4	7	16.3	7	16.5
合計	104	100.0	107	100.0	102	100.0	85	100.0	61	100.0	57	100.0	52	100.0	44	100.0	43	100.0	42	100.0

※構成比は、ト単位で求めた率。ト、率ともに端数処理上、合計と一致しない場合がある。

4 産業廃棄物処理業者の状況

令和元年度末現在の産業廃棄物処理業者数は、収集運搬業996件、特管収集運搬業123件、処分業のうち、中間処理業164件、特管処理業9件、最終処分業10件となっている。

また、産業廃棄物再生利用業の指定件数は5件で、業種別では収集運搬業がもっとも多い。

また、保健所別でみると、南部保健所、中部保健所管内に多く所在している。

表3-10 保健所別産業廃棄物処理業及び再生利用業
(令和元年度末現在)

業区分 保健所名	産業廃棄物処理業						産業廃棄物再生利用業		
	収集運搬業		処分業			計	再生 輸送業	再生 活用業	計
	普通	特管	中間処理	特管処理	最終処分				
北部	85	5	18	1	2(1)	111	2	1	3
中部	304	26	55	4(1)	4	393	0	0	0
南部	502	81	65	3	2(1)	653	0	1	1
宮古	52	8	15	1	1	77	0	1	1
八重山	53	3	10	0	1	67	0	0	0
那覇市	0	0	1	0	0	1	0	0	0
合計	996	123	164	9(1)	10(2)	1,302	2	3	5
	1,119		183						

(注)

- 1 産業廃棄物処理業については、各業区分の許可件数を表す。
- 2 特管処理の欄中()内は特管処理のみ、最終処分の欄中()内は、最終処分
のみの許可件数である。
- 3 産業廃棄物再生利用業とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第
9条第2号、又は第10条の3第2号の規定に基づき、沖縄県知事の指定を受け
たものをいう。
- 4 那覇市については、那覇市長の許可を有する業者のみを表す。

5 産業廃棄物処理施設設置状況

廃棄物処理法で規定する種類の産業廃棄物処理施設であって、処理能力が一定規模以上の施設（許可対象施設）の設置については、同法の定めるところにより知事の許可が義務づけられている。現在稼働中の令和元年度末現在の許可対象施設の設置許可状況は表3-11に示すとおりである。

産業廃棄物処理施設の設置許可数は187施設で、うち脱水や焼却による減量化又は有害物の分解などを行う中間処理施設が172施設、廃棄物の埋立を行う最終処分場が15施設となっている。

また、最終処分場について設置主体別でみると、排出事業者の設置が3施設、産業廃棄物処理業者の設置が11施設、公共による設置が1施設となっている。

※ 廃棄物処理施設のうち最終処分場数については、埋立終了届出が提出され廃止確認が行われていない施設は除いている。

表3-11 産業廃棄物処理施設の設置状況
(令和元年度末現在)

設置主体別施設数 施設の種類		設置施設数				処理能力
		事業者	処理業者	公共	計	
中間処理施設	汚泥の脱水施設	2	6	7	15	2,847m ³ /日
	汚泥の乾燥施設（機械）	0	1	0	1	150 t /日
	汚泥の乾燥施設（天日）	0	0	0	0	0 t /日
	廃油の油水分離施設	0	2	0	2	114m ³ /日
	焼却施設	0	9	0	9	5,277 t /日
	廃プラスチック類の破碎施設	0	17	0	17	1,337 t /日
	がれき類・木くずの破碎施設	0	128	0	128	55,095 t /日
	シアン化合物の分解施設	0	0	0	0	0m ³ /日
小 計		2	163	7	172	
最終処分場	管 理 型	3	3(1)	1	7(1)	3,437,774m ³
	安 定 型	0	8(6)	0	8(6)	5,195,706m ³
	小 計	3	11(7)	1	15(7)	8,633,480m ³
合 計		5	174	8	187	

- (注) 1 がれき類・木くずの破碎施設の設置施設数は、みなし許可された施設の設置を含む。
 2 廃プラスチック類とがれき類・木くずの両方を兼ねている施設については、各々に計上。
 3 最終処分場については、埋立終了届出が提出され廃止確認が行われていない施設を()内に外数で示している。

- 4 廃棄物処理施設のうち最終処分場数については、埋立終了届出が提出され廃止確認が行われていない施設は除いている。

6 施設の維持管理等

産業廃棄物処理施設の設置者は、所有する施設について、廃棄物処理法で定める維持管理基準に基づき、適正に維持管理することになっている。維持管理基準は、施設のすべてに共通する基準と、施設の種類ごとの個別の基準が定められている。

焼却施設については、平成9年12月に施行された改正廃棄物処理法の維持管理基準において、排ガス中のダイオキシン類濃度について新たに基準が設けられた。既存施設（平成9年11月30日以前に設置された施設）については、処理能力4 t/時以上の施設が1 ng/m³以下、処理能力2～4 t/時の施設が5 ng/m³以下、処理能力2 t/時未満の施設（県内：1施設）が10 ng/m³以下とされている。新施設（平成9年12月1日以降に設置された施設）は、県内に8施設あり、処理能力4 t/時以上の施設（2施設）が0.1 ng/m³以下、処理能力2～4 t/時の施設（1施設）が1 ng/m³以下、処理能力2 t/時未満の施設（5施設）が5 ng/m³以下とされている。焼却施設の設置者による平成30年度の測定結果は、設置許可施設はすべて基準値内であった。

また、県は、管理型最終処分場のうち、処理業者設置の4施設、公共設置の1施設、計5施設について、放流水の水質検査を行っており、令和元年度は5施設すべて基準値内であった。

7 産業廃棄物処理業者等に対する立入検査等

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、各保健所においては排出事業者、処理業者及び処理施設等に対する立入検査や監視・指導等を行っている（表3-12）。

8 不法投棄防止対策

県、警察本部、海上保安本部、（一社）沖縄県産業資源循環協会等で構成する「沖縄県廃棄物不法処理防止連絡協議会」の設置並びに各保健所、市町村及び各警察署等で構成される「廃棄物不法処理防止ネットワーク会議」を設置し、関係機関等との合同パトロール、不法投棄監視カメラの導入などを実施して不法投棄場所の把握及び未然防止等、不法投棄防止対策の強化を図っている。

平成14年度から警察本部より警部1名の出向を受け入れ、本庁環境整備課に配置し、警察との情報共有等、連携を強化し、地域の生活環境に支障

を及ぼす悪質な不法投棄事犯等に対して、確実な原状回復を見据え、迅速な行政措置及び積極的な事件捜査を行っている。

また、平成16年度から廃棄物監視指導員として、平成22年度からは不法投棄監視員（平成31年度に廃棄物監視指導員に統合）としてそれぞれ県警OBを各保健所に配置し、監視指導体制の強化を図っている。

表 3 - 12 立入検査実施報告

(令和元年度)

件数	法第12条の6の勧告	法第14条の3の2の処分 許可取消	法第14条の3の処分 事業停止	法第14条の6の処分 許可取消		法第15条の3の処分 許可取消	法第15条の2の7の処分 改善命令		法第18条の報告徴収
				事業停止	事業停止		事業停止		
0	1	1	0	0	0	2	0	41	

件数	法第19条の立入検査			法第19条の3 改善命令	法第19条の5 措置命令	勧告（法第12条の6の勧告を除く）	告 発
	事業者	処分業者	公共				
318	623	3	0	10	0	0	

(注) 公共とは、国、地方公共団体、地方公共団体の上下水道・公共用の水道事業及び公関与している法人を指す。

9 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」）は、その性質からさまざまな用途に使われていたが、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が起きた。その後も、様々な生物や母乳等からもPCBが検出される等、汚染が問題となったことから、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)により、昭和49年からはPCBの製造や新たな使用が禁止された。

しかしながら、既に製造されたPCBの処理については、処理事業者の処理施設が住民の反対運動等により設置できず、結果として約30年間の長期にわたり事業者はPCB廃棄物を保管している状況にあり、紛失等による環境汚染が懸念された。

そのため、国（環境省）においては、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」）を平成13年6月に公布し、同年7月に施行している。PCB特措法では、PCB廃棄物の保管事業者等は、PCB廃棄物等の前年度における保管状況等について、毎年度、都道府県知事等へ届出なければならないこと、また、PCB廃棄物を定められた処分期間の末日までに保管事業者の責任において処理すること等が義務づけ

られている。

PCB廃棄物はPCB濃度等により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類され、高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北九州PCB廃棄物処理事業所、低濃度PCB廃棄物は無害化処理認定施設等で処理しなければならない。

特に高濃度PCB廃棄物については、早期に処理することが求められており、その処分期間は、変圧器・コンデンサー類については既に終了し、安定器・汚染物等についても、令和3年3月31日までとなっている。

本県における届出の状況は表3-13のとおりとなっている。

表3-13 PCB廃棄物保管状況（平成30年度末時点までの集計）

廃棄物			平成28年度	平成29年度	平成30年度
変圧器(トランス)	保管量	個/台	214	198	189
	使用量	個/台	45	60	57
	事業場数		60	68	60
コンデンサー(3kg以上)	保管量	個/台	79	54	49
	使用量	個/台	0	7	4
	事業場数		19	15	12
コンデンサー(3kg未満)	保管量	個/台	87	82	84
	使用量	個/台	0	27	27
	事業場数		5	4	3
柱上変圧器(柱上トランス)	保管量	個/台	0	6	0
	使用量	個/台	0	0	0
	事業場数		0	1	0
安定器	保管量	個/台	225	245	457
	使用量	個/台	5	35	50
	事業場数		13	15	21
その他PCBを含む油	保管量	Kg	3852	3843	2962
	使用量	Kg	0	0	0
	事業場数		14	11	8
感圧複写紙	保管量	Kg	0	0	0
	使用量	Kg	0	0	0
	事業場数		0	0	0
ウエス	保管量	Kg	408	41	23
	使用量	Kg	0	0	0
	事業場数		5	5	4
OFケーブル	保管量	Kg	0	0	32145
	使用量	Kg	0	0	0
	事業場数		0	0	2
汚泥	保管量	Kg	0	3	0
	使用量	Kg	0	0	0
	事業場数		0	1	0
その他電気機械器具	保管量	個/台	157	173	95
	使用量	個/台	32	33	26
	事業場数		21	17	12
その他	保管量	Kg	33736	8968	2839
	使用量	Kg	0	50	50
	事業場数		7	7	6